熊本県茶業青年会宇城八代支部（仮称）規約（案）

※赤字下線の部分を修正し、黒字下線なしに変更すること

（名称）

第１条　この支部は、熊本県茶業青年会宇城八代支部という。（以下「支部」という。）

（事務局）

第２条　この支部の事務局は、支部長宅におく。

（目的）

第３条　この支部は、（目的）とともに、支部員相互の連絡・協調を推進し、茶の振興に資することを目的とする。

（組織）

第４条　この支部は、本事業に賛同する宇城・八代地域の熊本県茶業青年会員をもって組織する。

（事業）

第５条　この支部は第３条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）（具体的活動名その１）に関すること。

（２）（具体的活動名その２）に関すること。

（３）（活動以外の目的、会員の相互協調など）に関すること。

（４）その他目的達成に必要なこと。

（役員）

第６条　この支部の活動を円滑に推進するため、次の役員を置く。

　　　　支部長　　　１名　　　副会長　　１名

　　　　　　会計書記　１名　　　監事　　　１名

２　会長は総会において選出する。

３　他の役員は会長が指名する。

４　会長はこの支部を代表し、支部を総括する。

５　役員の任期は原則として２年とし、再任を妨げない。

６　役員の改選は総会において実施するが、諸処の事情により役員の任期満了に役員の改選の必要があると会長が認めるときは、臨時総会において改選できるものとする。

（総会）

第７条　総会は支部長が招集し、年１回開催する。ただし、支部長が必要と認めるときには、臨時総会を開催することができるものとする。

（議決等）

第８条　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

（１）規約の改正に関する事項。

（２）事業計画の策定及び収支決算に関する事項。

（３）役員の選任及び解任に関する事項。

（４）支部員の加入、脱退に関する事項。

２　総会は支部員全員が出席し、その３分の２以上の同意を得て議決する。また出席できないときは委任状をもってかえることができる。

（経費）

第９条　この運営に関する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第10条　この支部の会計年度は４月１日に始まり、翌年３月３１日までとする。

　　附　則

この規約は、平成３０年　　月　　日より施行する。

熊本県茶業青年会宇城八代支部名簿

（平成３０年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　　名 | 役　職 | 備　考 |
| 1 |  |  |  |
| 2 |  |  |  |
| 3 |  |  |  |
| 4 |  |  |  |
| 5 |  |  |  |
| 6 |  |  |  |
| 7 |  |  |  |
| 8 |  |  |  |
| 9 |  |  |  |
| 10 |  |  |  |

※規約と整合を取ること（この行は作成後に削除）